土佐市低入札価格調査制度要綱

（目的）

第１条　この要綱は、土佐市が発注する建設工事において地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第１項の規定に基づき、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかの調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う場合の基準等を定めることを目的とする。

（対象工事等）

第２条　低入札価格調査の対象となる工事は、土佐市建設工事簡易型総合評価落札方式要領（平成１９年訓令第１９号）に基づく工事（以下「総合評価落札方式」という。）とし、当該工事入札において、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない額の入札をした者（以下「低入札者」という。）を低入札価格調査の対象として扱う。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（調査基準価格の設定）

第３条　調査基準価格は、当市の入札制度における最低制限価格（低入札価格調査対象外の入札）の算出方法と同様とし、予定価格の１０分の９．２から１０分の７．５の範囲内で決裁権者が定める価格とする。

（調査）

第４条　低入札者が、失格者（土佐市低入札価格調査制度事務取扱要領（令和２年訓令第１４号）第５条第１項第１号から第８号までのいずれかに該当する者（入札会場にて失格者であるか失格者でないかの判断がつかない場合も含む。）でなく、総合評価落札方式において最高の評価値であった場合（以下「総合評価最高値の入札者」という。）は、その者（以下「調査対象者」という。）に対し、低入札価格調査を行うものとする。

２　前項に定める調査対象者が出たときは、入札執行者は、入札者に対して「調査基準価格を下回る入札があった旨」を宣言し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第３項ただし書の規定に基づき、「その者が総合評価最高値の入札者の場合は調査の上、落札者は後日決定する旨」を告げて入札結果保留のまま入札を終了する。

３　低入札価格調査は、事前調査と土佐市低入札価格調査審査会（以下「審査会」という。）による審査からなる。

４　調査対象者は、期日までに調査資料一式を提出し、専門委員により事前調査をうけ、専門委員は調査結果を低入札審査表（以下「審査表」という。）にまとめ、審査会に報告する。ただし、調査対象者が低入札価格調査を辞退した場合は調査を中止し、この者を失格とする。

５　審査会は、審査表に基づいて審査し、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断したときは、調査対象者を落札者としないことの決定をし、そのおそれがないと判断したときは、調査対象者を落札者とする決定をするものとする。

（調査表）

第５条　調査表の項目は、次のとおりとする。

（１）　積算内容

（２）　技術者就業状況

（３）　工事箇所と事業所、倉庫等との関連

（４）　使用する資材の状況
（５）　使用する機械の状況
（６）　労務者の状況：自社施工
（７）　労務者の状況：下請会社施工
（８）　過去に施工した公共工事の状況
（９）　経営状況
（１０）　信用状態
（１１）　その他の必要な事項

（落札者の決定）

第６条　第４条の規定により、調査対象者を落札者とした場合は、直ちに落札者が決定した旨を当該入札参加者全員に通知するものとする。

２　第４条による審査の結果、調査対象者を落札者としない決定をした場合又は土佐市低入札価格調査事務取扱要領第５条に規定する基準に該当し失格とした場合は、次の各号に定めるところにより落札者の決定等を行うものとする。

（１）　調査対象者以外の者の総合評価最高値の入札者が、予定価格の制限の範囲内である場合は、その価格で申し込みをした者を落札者とし、その旨を当該入札参加者全員に通知するものとする。

（２）　次順位者の調査を行い、全ての入札参加者に対し、落札者としない決定をした場合は、入札参加者全員に不調の旨を通知する。

（予定価格、調査基準価格及び失格基準の公表）

第７条　予定価格、調査基準価格及び失格基準は、落札者の決定に差し支えないと判断された後に公表するものとし、市ホームページに掲載するとともに、入札担当課において閲覧に供する。

（特記仕様書への明示等）

第８条　第６条第１項の規定により調査対象者を落札者と決定したときは、次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

（１）　契約の保証の額は、通常請負代金額の１０分の１以上が１０分の３以上となること。

（２）　主任技術者又は監理技術者とは別に、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第７条第２号イ、ロ又はハに該当する技術者を、専任で１名現場に配置する必要があること。

（３）　前払金について、通常請負代金額の１０分の４以内が請負代金額の１０分の２以内となり、中間前金の支払は適用されないこと。

（４）　契約不適合による履行の追完の請求、損害賠償の請求等ができる時期は、通常引渡しを受けた日から２年以内が４年以内となること。

（５）　損害賠償請求に伴う違約金の額は、通常請負代金額１０分の１が１０分の３となること。

（６）　契約不適合責任期間中は、受注者において年１回の現地確認を行い、発注者への報告を義務付けること。

（その他）

第９条　低入札価格調査制度による入札参加者への周知及び調査方法等の詳細については、土佐市低入札価格調査制度事務取扱要領による。

（審査会の組織等）

第１０条　審査会は、委員長、委員及び専門委員をもって組織する。

２　委員長は、副市長をもって充て、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

３　委員は、土佐市工事請負等審査規程（昭和５１年訓令第４号）第３条第１項第２号入札参加者選定委員会の委員をもって充てる。
４　専門委員は、調査基準価格を下回る額の入札があった工事を所管する課の職員のうちから、委員長がその都度指名する。

（会議）

第１１条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長、委員及び専門委員で構成する。
２　会議は、委員長が招集し、議長となる。
３　会議の議事は、会議に出席した委員全員の同意をもって決定する。
４　委員長は、特に必要があると認めたときは、委員及び専門委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（秘密の保持）

第１２条　会議に出席した者は、審議内容について、秘密を厳守しなければならない。

（事務局）

第１３条　審査会の事務局は、総務課管財班におく。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、公布の日から施行する。